

地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱

平成20年2月29日 国総計第100号
改正 平成21年2月25日 国総計第 91号
改正 平成22年3月 2日 国総計第102号

(通則)

第1条 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条に規定する計画（以下「地域公共交通総合連携計画」という。）を策定するために必要な調査及び地域公共交通総合連携計画に位置づけられた鉄道・バス・タクシー・旅客船・航空等の多様な事業の具体化のために必要となる事業の実施に要する経費の一部を国が補助することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進し、地域公共交通の活性化及び再生を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、法第6条に規定する協議会（以下「法定協議会」という。）とする。

(交付の対象等)

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業者が取り組む地域公共交通総合連携計画を策定するために必要な調査、及び地域公共交通総合連携計画に位置づけられた鉄道・バス・タクシー・旅客船・航空等の事業（以下「補助対象事業」という。）の具体化のために必要となる事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 補助対象事業として地域公共交通総合連携計画を策定するために必要な調査を行う場合は、調査事業の実施に関する事項を記載した計画（以下「地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画」という。）であって、地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下「地方運輸局長等」という。）の認定を受けたものに基づき行われるものとする。
- 3 補助対象事業として地域公共交通総合連携計画に位置づけられた、鉄道・バス・タクシー・旅客船・航空等の事業の具体化のために必要となる事業の実施をする場合は、事業実施の決定、進捗管理等を法定協議会が行う事業について、その実施に関する事項を記載した計画（以下「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」という。）（最大3年間）であって、地方運輸局長等又は地方航空局長の認定を受けたものに基づき行われるものとする。

4 第1項の大臣が認める補助対象経費及び補助率については、別表のとおりとする。

（補助金交付申請）

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第7条 補助対象事業者は、補助対象経費の別表に定める各種目間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の30%以内の変更を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象経費の別表に定める各区分間の経費の配分の変更はしてはならないものとする。

3 補助対象事業者は、補助対象事業の内容の変更（軽微な場合を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前項の軽微な場合とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」（昭和30年中央連絡協議会）による。

（交付決定の変更及び通知）

第8条 大臣は前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第4による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 補助対象事業者は交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、様式第5による交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

（事業の中止等）

第10条 補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取り消し）

第11条 大臣は、補助金の交付の決定をした場合において、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

る。ただし、補助対象事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2. 大臣は、前項の規定による取り消しを行った場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（状況報告）

第 12 条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第 6 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、当該補助対象事業者は、状況報告書にその理由を付してすみやかに大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第 13 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 7 による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 14 条 大臣は、前条に規定する完了実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 8 による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第 15 条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 9 による補助金支払請求書を提出しなければならない。

（概算払の請求）

第 16 条 補助対象事業者は、国から補助金の概算払を受けようとするときは、様式第 10 による補助金概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

（取得財産等の管理等）

第 17 条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、取得財産等について、様式第 11 による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第 18 条 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号の規定により、大臣が定める機械及

び重要な器具は取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

- 2 補助対象事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させてはならない。
- 3 前項の取得財産等を処分しようとするときは、補助対象事業者は、あらかじめ様式第12による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（補助事業に関する書類の保存）

第19条 補助対象事業者は、補助金の交付の対象となった地域公共交通活性化・再生総合事業に関する書類は、事業完了の属する年度の翌年度から5年間、保存しておかなければならない。

（評価結果の報告）

第20条 補助対象事業者は、補助対象事業年度毎に、地方運輸局長等に対し、補助対象事業の評価結果について報告しなければならない。

附 則

- ・ この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- ・ この要綱の改正は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

- ・ この要綱の改正は、平成22年度の補助金から適用する。

別表

区分	種目	補助対象経費	補助率
地域公共交通総合連携計画策定調査	地域公共交通総合連携計画策定調査	・ 地域公共交通総合連携計画策定に関する調査等に要する経費、協議会開催等の事務費 (現況交通実態調査、ニーズ把握調査等計画策定に要する調査費、計画策定に要する事務費等)	定額 (上限額 2000万円)
地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業	鉄道の活性化・再生に係る事業	・ 鉄道の実証運行に要する経費 (実証設備費、運行費、広報費、調査費等)	1/2
		・ 鉄道の待合環境整備に要する経費 (ベンチの設置、待合施設整備等) ・ 車両購入・車両等関連施設整備に要する経費 (イベント列車用車両購入費、内装費、情報提供設備等車両設備整備費等) ・ LRTシステム整備に要する経費 (低床式車両購入費、停留施設整備費、ICカードシステム導入に要する経費等)	1/2 (政令指定都市の設置する協議会にあっては1/3 ^(*))
	バス(乗合タクシーを含む。以下同じ)・タクシー等の活性化・再生に係る事業	・ バス・タクシー等の実証運行に要する経費 (実証設備費、運行費、広報費、調査費等)	1/2
		・ バス等の待合環境整備、タクシーの乗り場・待機場整備等に要する経費 (ベンチの設置、待合施設整備、旅客移動の円滑化に係る設備整備、タクシーの乗り場・待機場整備等) ・ 車両購入・車両等関連施設整備に要する経費 (車両購入費、内装費、車載機整備費、情報提供設備等車両設備整備費、バスロケーションシステム整備費等) ・ デマンドシステム(タクシー配車システムを含む。)導入に要する経費 (システム開発費・設備整備費、調査費等) ・ スクールバス・福祉バス等の活用に関する経費	1/2 (政令指定都市の設置する協議会にあっては1/3 ^(*))
	旅客船の活性化・再生に係る事業	・ 旅客船の実証運航に要する経費 (実証設備費、運航費、広報費、調査費等)	1/2

	・ 旅客船の待合環境整備に要する経費 (ベンチの設置、待合施設整備等) ・ 船舶・船舶関連施設整備に要する経費 (内装費、情報提供設備等船舶設備整備費等) ・ 航路統合、海上タクシーの導入、既存船舶の共用化、その他運営形態の変更に要する経費	1 / 2 (政令指定都市の設置する協議会にあっては1 / 3 ^(*))
航空の活性化・再生に係る事業	・ 航空機の実証運航に要する経費 (実証設備費、運航費、広報費、調査費等)	1 / 2
	・ 航空旅客の待合環境整備に要する経費 (ベンチの設置、待合施設整備等) ・ 航空機・航空関連施設整備に要する経費 (内装費、情報提供設備等航空機設備整備費、航空旅客乗降施設整備費等)	1 / 2 (政令指定都市の設置する協議会にあっては1 / 3 ^(*))
新地域旅客運送事業の導入円滑化に係る事業	・ 新地域旅客運送事業の導入円滑化に要する経費 (施設整備費、実証運行(運航)費、車両・船舶購入費、広報費、調査費等)	1 / 2 (政令指定都市の設置する協議会にあっては1 / 3 ^(*))
公共交通利用促進に資する事業	・ 公共交通サービスに関する情報提供に要する経費 (交通マップ作成費用、公共交通・乗継情報等の提供のためのシステム開発・運営費・車載機器・中央処理装置・表示端末・案内板等の施設整備費、HP作成費・運営費、広報費、調査費等) ・ ICカードシステム導入その他ITシステム等の高度化に要する経費 (システム開発費、設備整備費等) ・ パークアンドライド、サイクルアンドライド促進に要する経費 (パークアンドライド・サイクルアンドライド駐車場・駐輪場の整備費・賃借料、システム開発費、レンタサイクル等パークアンドライド・サイクルアンドライドの運営費、広報費、調査費等) ・ 公共交通の利用円滑化のためのボランティアセンターの設置・運営に要する経費 (ボランティアセンター運営費、広報費、調査費等) ・ 乗継割引運賃設定、企画切符発行、企画サービス実施等サービス向上に資する事業に要する経費 (割引運賃・企画切符等のシステム開発・運営費(割引額の補填は対象外)、企画サービス運営費、車	1 / 2 (政令指定都市の設置する協議会にあっては1 / 3 ^(*))

		両ラッピング等外装費、広報費、調査費等） ・モビリティマネジメント、エコ通勤、ノーマイカーデー等公共交通利用促進に資する事業に要する経費 （調査費、運営費、広報費、車両リース費用、セミナー・シンポジウム・研修・イベント等啓発活動開催費用等）	
	地域特定事業	・地域公共交通総合連携計画の具体化の効果的実施のために必要と認められる地域の創意工夫による事業の実施に要する経費 （調査費、社会実験費、環境整備費等）	1 / 2 （政令指定都市の設置する協議会にあっては1 / 3 ^(*) ）
補助金の額の確定		1. 地域公共交通総合連携計画策定調査の補助金の額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 （1）補助対象経費の実績額 （2）補助金交付決定額 （3）補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額 2. 地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業に係る補助金の額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 （1）補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額 （2）補助金交付決定額 （3）補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に、補助率を乗じて得た額	

（注）

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
 また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第13に当該補助事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. （*）の補助率については、特別区の設置する協議会についても適用する。
4. 政令指定都市・特別区が他の市町村と共同で協議会を設置する場合は、補助対象経費について、当該協議会の設置主体である全市町村の負担額の合計のうち、政令指定都市・特別区の負担割合が1 / 2に満たない場合については、（*）の補助率を1 / 2とする。

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付申請書

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金 金 円を交付されるよう、
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 5 条の規定に基づき、
別紙関係書類を添えて申請します。

様式第 1 別紙

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付申請事業

補助対象事業者名 (単位：円)

補助対象事業の 種目、名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額

※ 補助対象事業の種目は、地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱別表の種目別（地域公共交通総合連携計画策定調査、鉄道の活性化・再生に係る事業、バス・タクシー等の活性化・再生に係る事業等）に記載すること。

（添付書類）

- （１）補助対象事業に係る地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画又は地域公共交通活性化・再生総合事業計画（地方運輸局長等又は地方航空局長の認定を受けたもの。）の写し。
- （２）補助対象経費に係る見積書
- （３）その他補助金の交付に関して参考となる書類

第 号
平成 年 月 日

殿

国土交通大臣 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった「平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

記

1. 補助対象事業

2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金	円		

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画又は地域公共交通活性化・再生総合事業計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業に係る手続きについては、適正化法、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第2 別紙

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付決定事業

補助対象事業者名 _____ (単位：円)

補助対象事業の 種目、名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額

様式第3（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付決定変更申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の（内容・経費の配分）を下記のとおり変更したいので、地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に（ ）書きで2段書きした書類
4. その他参考となる書類

第 号
平成 年 月 日

殿

国土交通大臣 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定の変更申請のあった標記補助金に係る交付決定を別紙のとおり変更したので、地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、通知する。

様式第 4 別紙

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付決定事業（変更後）

補助対象事業者名 _____ (単位：円)

補助対象事業の 種目、名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額

(注：下線部が変更部分)

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 9 条の規定に基づき、下記の事項に不服があるので取下げます。

記

- 1. 補助金の額 金 円
- 2. 交付申請年月日及び番号
- 3. 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件
- 4. 同上理由

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金補助対象事業状況報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記事業の実施状況について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 1 2 条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業遂行状況表

様式第 6 別紙

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助対象事業遂行状況表

補助対象事業者名 (単位：円)

補助対象事業の 種目、名称及び内容	補助対象経費	補助金額	実施額	差額	備考

※ 補助対象事業の種目は、地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱別表の種目別（地域公共交通総合連携計画策定調査、鉄道の活性化・再生に係る事業、バス・タクシー等の活性化・再生に係る事業等）に記載すること。

（添付書類）

- ・ 補助対象事業の遂行状況を明らかにした書類

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金補助対象事業完了実績報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記事業の完了実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 1 4 条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業完了実績表

様式第 7 別紙

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助対象事業完了実績表

補助対象事業者名 (単位：円)

補助対象事業の 種目、名称及び 内容	補助対象 経費	交付決定 額	実施額	差額	概算払 受領済 額	補助金未 受領額(△ 返還)	備考

※ 補助対象事業の種目は、地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱別表の種目別（地域公共交通総合連携計画策定調査、鉄道の活性化・再生に係る事業、バス・タクシー等の活性化・再生に係る事業等）に記載すること。

（添付書類）

- （１）補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
- （２）地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱において、別表中「補助金の額の確定」の欄に規定する額を明らかにした書類
- （３）補助対象経費の支払いを証する書類

第 号
平成 年 月 日

殿

国土交通大臣 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 1 5 条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

1. 確定補助金額 金 円

第 号
平成 年 月 日

支出官

国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
氏名又は名称 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金支払請求書

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱第 1 5 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

- 1. 補助対象事業の名称
- 2. 精算払請求額 金 円
- 3. 振込先

様式第 10（第 16 条関係）

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金について、地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱第 16 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

- 1. 補助対象事業の名称
- 2. 概算払請求額 金 円
- 3. 概算払額の算出基礎
- 4. 概算払を必要とする理由
- 5. 振込先

地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金取得財産等管理台帳

（平成 年度）

（単位：円）

取得者の 氏名・名称	
財産名	
規格	
金額	
取得年月日	
耐用年数	
保管・設置 場所	
備考	

（注）

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円を超える機械及び重要な器具とする。
- 2 備考欄には、取得財産等毎に識別できる内容（車両の場合は登録番号など）を記載すること。

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

財産処分承認申請書

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づき、申請します。

記

- 1. 処分しようとする財産の明細
- 2. 処分の内容
- 3. 処分しようとする理由
- 4. その他必要な事項

様式第 13（別表欄外関係）

第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に係る消費税の額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業の消費税について、地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱別表欄外の規定により次のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金の額（地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱第 14 条による確定額） | 円 |
| 2. 補助金の額のうち消費税相当額 | 円 |
| 3. 2のうち仕入控除の対象とならなかった額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（2の額から3の額を差し引いた額） | 円 |

注）別紙として確定申告書等を添付することとする。